

人事行政の運営等の状況（令和6年度）

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員数

区 分	令和6年4月1日 職 員 数	令和6年度中		令和7年4月1日 職 員 数
		退職者数	採用者数	
一般行政職	82 人	4 人	2 人	80 人
医療職（看護師など）	9 人	2 人	0 人	7 人
医療職（栄養士など）	3 人	0 人	0 人	3 人
技能労務職	5 人	0 人	0 人	5 人
合 計	99 人	6 人	2 人	95 人

※退職後に再任用となった職員を含みます。

(2) 級別職員数（令和6年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的 職 務	主事	主任	主査、係長または これに相当する職務	課長補佐の職務	総括課長補佐 の職務	課長またはこれに 相当する職務	事務局長または これに相当する 職務	
一 般 行政職	17	14	37	8	4	2	0	82
構成比	20.73%	17.07%	45.12%	9.76%	4.88%	2.44%	0.00%	100.00%

※もとす広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

2 職員の人事評価の状況

区 分	事務局長	次長、課長または主 幹	総括課長補佐また は 課長補佐	主任主査また は 係長	主査以下
1次評価者	広域連合長	事務局長	課長	総括課長補佐 または 課長補佐	主任主査または係長
2次評価者	—	広域連合長または 担任副広域連合長	事務局長	課長	課長
評 価 項 目	能力評価および業績評価				
評 価 期 間	能力評価：4月1日から9月30日まで、10月1日から翌年3月31日まで 業績評価：4月1日から翌年3月31日まで				
活用分野	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎				

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額および平均年齢（令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	294,727 円	43 歳 4 月
医療職（看護師など）	296,033 円	45 歳 2 月
医療職（栄養士など）	295,767 円	41 歳 0 月
技能労務職	257,840 円	43 歳 2 月

(2) 初任給基準 (令和6年4月1日現在)

試験	正規の試験			その他
区 分	大学卒	短大卒	高校卒	高校卒
一般行政職	220,000円	204,400円	188,000円	183,500円

区 分	大学卒	短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
医療職（看護師など）	255,400円	249,400円	240,600	207,700円

区 分	大学卒	短大卒	短大3卒
医療職（栄養士など）	227,400円	208,300円	220,500円

区 分	高校卒	中学卒
技能労務職	185,700円	175,800円

(3) 職員手当 (令和6年4月1日現在)

扶養手当	・配偶者 月額 6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき (子) 月額10,000円 (父母など) 月額 6,500円 ・特定加算 月額 5,000円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族の子に対する加算
住居手当	・家賃の額が月額16,000円を超える借家など 月額28,000円以内
通勤手当	・通勤距離(片道) 2km以上に応じ 自家用車使用者 月額2,000円～31,600円 交通機関などの利用者 定期券など額(上限月額55,000円)
特殊勤務手当	・老人福祉手当 日額515円(看護師など) 日額840円(介護職員など) 日額805円(調理員) ・老人福祉手当 月額18,000円(介護支援専門員) ・し尿処理手当 日額700円 ※1日当たり支給額は1日の実勤務時間数が6時間以上で適用 4時間以上6時間未満は1/2適用
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
宿日直手当	・1回4,400円
管理職員特別勤務手当	・週休日などにおける勤務 1回8,000円 ・勤務日における午前0時から午前5時までの間における勤務 1回6,000円
夜間勤務手当	・深夜(22時から翌朝5時の間)勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×0.25倍
休日勤務手当	・祝日および年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
管理職手当	・管理または監督の地位にある職員(6級以上)に定額を支給 その地位の職に応じて 月額27,800円から66,400円まで
期末手当	・6月期 1.225月分 ・12月期 1.275月分
勤勉手当	・勤務成績に応じて支給 給料など月額×期間率×成績率

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤 務 時 間		閉 庁 日
始業時刻	終業時刻	
午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	日曜日および土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 年次有給休暇（付与日数・期間 1 年につき 2 0 日）

取得の状況（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 2 月 3 1 日）

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取得率 (B) / (A)
3, 949 日	955 日	104 人	9. 2 日	24. 2%

(3) その他の休暇制度

種 類		付 与 日 数 ・ 期 間 など
病気休暇		必要最小限度の期間
特 別 休 暇	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
	骨髄もしくは末梢血幹細胞提供のための休暇	必要と認められる期間
	社会貢献活動のための休暇	1 年につき 5 日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する 5 日間の範囲内の期間
	不妊治療のための休暇	1 年につき 5 日（体外受精などの広域連合長が定める不妊治療を受ける場合にあっては 1 0 日）の範囲内の期間
	出産休暇	6 週間（多胎妊婦の場合にあっては、1 4 週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
	保育時間休暇	1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間
	妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1 日につき 1 時間を超えない範囲内の期間
	妊産婦などの健康診査などのための休暇	必要と認められる期間
	妻の出産休暇	2 日の範囲内の期間
	育児参加休暇	5 日の範囲内の期間
	子の看護休暇（小学校就学前）	1 年につき 5 日（小学校就学前の子が 2 人以上の場合にあっては 1 0 日）の範囲内の期間
	短期介護休暇（要介護者の介護）	1 年につき 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては 1 0 日）の範囲内の期間
	忌引休暇	死亡した者の続柄に応じ 1 日から 7 日の範囲内の期間
	法要休暇	1 日の範囲内の期間
	夏季休暇	6 ～ 1 0 月内で原則として連続する 4 日の範囲内の期間
	災害または交通機関の事故などによる休暇	事由に応じ、7 日の範囲内の期間または必要と認められる期間
介護休暇		介護を必要とする状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない期間内

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の状況

区 分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	2件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

(2) 配偶者同行休業の状況

区 分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

6 職員の分限および懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分事由
分 限 処 分	免 職	0人	
	休 職	2人	心身の故障および病気のため
	降 任	0人	
	降 給	0人	
懲 戒 処 分	免 職	0人	
	停 職	0人	
	減 給	0人	
	戒 告	1人	通常業務処理不適正

7 職員の服務の状況

区 分	申請件数	許可件数
営利企業などの従事の許可申請	0件	0件
職務専念義務の免除	0件	0件

8 職員の退職管理の状況

本広域連合では職員の退職管理を適正に確保するため、「もとす広域連合職員の退職管理に関する条例」および「もとす広域連合職員の退職管理に関する規則」を定め、元職員による現職職員への働きかけを規制するなど適正な退職管理に取り組んでいます。

9 職員の研修の状況

区分		受講者数 (延べ人数)
岐阜県市町村振興協会市町村研修センター		39人
その他	本庁	19人
	療育医療施設	93人
	衛生施設	18人
	老人福祉施設	58人

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

	受診者数
年代別定期健康診断	90人

(2) 共済制度

- ・岐阜県市町村職員共済組合に加入

(3) 公務災害補償制度

- ・地方公務員災害補償基金岐阜県支部に加入

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度当初継続件数	令和6年度中要求件数	令和6年度中処理件数	令和6年度末継続件数
1件	0件	1件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・該当なし